

# 鳥取県外国人観光客倍増促進補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人観光客倍増促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、県内の市町村及び民間事業者による外国人観光客の受入環境の自主的な整備及び海外に向けた誘客活動を促進することにより、国際リゾートとしての本県の魅力向上と世界への情報発信を図り、本県へ訪れる外国人観光客の増加を目的として交付する。

## (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、1申請当たりの補助金申請額が10万円未満のときは、本補助金は交付しない。ただし、別表1の第3欄、（6）及び（10）の事業は除く。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに、観光交流局観光戦略課へ提出しなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号及び第4号によるものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

## (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

## (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

#### (実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号によるものとする。
- 3 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### (財産の処分制限)

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして観光交流局長が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

#### (雑則)

- 第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月4日から施行する。

- 2 外国人観光客の受入環境整備を緊急に推進するため、平成24年7月4日以降に新規に取組む平成24年度の補助事業については、第3条3項の規定は適用しないものとし、別表の第1欄に掲げる事業のうち「外国人観光客受入環境整備事業」については、同表第4欄に掲げる補助率を2/3とし、同表第5欄に掲げる限度額を1,000千円とする。

この場合において、第4条第2項及び第8条第2項により添付すべき様式第1号についても、それぞれ補助率を2/3、補助金上限額を1,000千円と読み替えるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 外国人観光客の受入環境整備を緊急に推進するため、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間、別表1の第3欄「(5) 免税手続きに要する備品等購入代金及び免税店で

あることを周知するための経費」の補助率を2／3とする。

附 則

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年2月13日から施行する。

2 別表1の第3欄「(5)免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及び免税店の開設に要する公租公課費」に係る補助率の期限は限定しないものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表1（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
外国人観光客受入環境整備事業	県内の市町村又は広域連合	<p>(1) 外国語表記による案内看板の作製及び設置に要する経費</p> <p>※工事請負費又は委託費に係るものについては、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p> <p>(2) 外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費</p> <p>(3) 外国語案内ツールの整備に要する経費</p> <p>(4) 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費</p> <p>(5) 施設案内外国語表記看板（主として施設の名称を表示する屋外看板は除く）、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費</p> <p>(6) 免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費</p> <p>(7) ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費</p> <p>(8) 両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費</p> <p>(9) 災害時における外国人観光客対応に要する経費</p> <p>※ 工事請負費又は委託費に係るものについては、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>	1/2	1,000千円	(1) 本補助金の増額を伴うもの (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

外国人観光客誘致推進事業	県内民間事業者(複数の民間事業者によるグループ又は団体による実施を含む)	(10)海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費  (11)海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費  (12)ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費  ※ (10)について、委託費に係るものについては、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。	1／2	500 千円	
SDGsツーリズム推進事業	県内民間事業者(複数の民間事業者によるグループ又は団体による実施を含む)	(13)外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費  (14)外国語案内ツールの整備に要する経費  (15)音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費  (16)施設案内外国語表記看板(主として施設の名称を表示する屋外看板は除く)、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費  (17)免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費  (18)ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費  (19)両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費  (20)災害時における外国人観光客対応に要する経費  ※ 工事請負費又は委託費に係るものについては、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で	1／2	1,500 千円	

		<p>県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p> <p>(21)海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費</p> <p>(22)海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費</p> <p>(23)ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費</p> <p>※ (21)について、委託費に係るものについては、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>		
--	--	--	--	--

## 様式第1号

鳥取県外国人観光客倍増促進補助金 補助対象経費等合計一覧表

(円)

	補助対象経費区分	補助対象経費計 (A)	補助率 (B)	(C)=(A)×(B)	補助金上限額 (D)	補助金申請(実績)額 (F)
外国人観光客受入環境整備事業	1 外国語表記による案内看板の作製及び設置に要する経費		1／2			
	2 外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費					
	3 外国語案内ツールの整備に要する経費					
	4 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費					
	5 施設案内外国語表記看板（主として施設の名称を表示する屋外看板は除く）、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費					
	6 免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費					
	7 ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費					
	8 両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費					
	9 災害時における外国人観光客対応に要する経費					
	小計 (①)			—	1,000,000	
誘致国推進観光事業者	10 海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費		1／2			
	11 海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費					
	12 ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費					
	小計 (②)			—	500,000	

SDG s シ リ ズ ム 推 進 事 業	1 3	外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費		1 / 2			
	1 4	外国語案内ツールの整備に要する経費					
	1 5	音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費					
	1 6	施設案内外国語表記看板（主として施設の名称を表示する屋外看板は除く）、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費					
	1 7	免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費					
	1 8	ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費					
	1 9	両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費					
	2 0	災害時における外国人観光客対応に要する経費					
	2 1	海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費					
	2 2	海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費					
	2 3	ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費					
	小 計 (③)				—	1,500,000	
	合 計 (①+②+③)				—	—	

様式第2号（第4条、第7条関係）

○○年度鳥取県外国人観光客倍増促進補助金事業計画（報告）書

1 申請者

申請者団体名及び 代表者名	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

2 事業の概要

- 1 事業目的
- 2 事業計画の内容
- 3 実施場所
- 4 実施期間
- 5 外国人観光客誘致計画

誘客対象とする 国・地域			
誘客対象とする 客層			
誘客目標数値		現在の外国人 観光客数	
誘致計画内容			

6 その他参考となる事項

7 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

8 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

9 その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

様式第3号（第4条、第7条関係）

外国人観光客誘致活動実施における年次計画

年 度	外国人観光客誘致の実施計画（受入環境整備及びプロモーション等誘致計画）
○年度	例) 外国語のパンフレット、ホームページを作成。韓国の旅行会社へプロモーションを行う。 韓国人観光客の嗜好を把握し、湯巡り・まち歩き新プランの開発、試行。
○年度	例) 韓国の旅行会社へプロモーションを引き続き行うとともに、個人の外国人観光客向けに新プランを実施。個人客が不自由せずに楽しめ、リピーターとなるための仕組みづくり。 前年度で行った湯巡り・まち歩き新プランの本格運用。新たなプランの開発。
○年度	例) 韓国の旅行会社や個人観光客向けにプロモーションを行うとともに、中国人観光客誘致のために、旅行会社へプロモーションを行う。

※今後3カ年度の外国人観光客誘致の事業計画を記載してください。（なお、上記に記載する事業計画は、当該補助金申請にかかるものだけでなく、申請者が独自に行う事業についても記載してください。）

様式第4号（第4条、第7条関係）

○○年度鳥取県外国人観光客倍増促進補助金收支予算（決算）書

1 収 入

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

※ 収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

2 支 出

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

様式第5号（第5条関係）

年　月　日

様

職　氏　名　印

○○年度鳥取県外国人観光客倍増促進補助金交付決定通知書

年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県外国人観光客倍増促進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額　　金　　円  
(2) 交付決定額　　金　　円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は……………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県外国人観光客倍増促進補助金（平成23年5月9日付第201100005250号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第6号（第7条関係）

年　月　日

様

住 所  
申請者 氏 名 印  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県外国人観光客倍増促進補助金について、鳥取県外国人観光客倍増促進補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額

( 年 月 日付第 号による額の確定通知額) 金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

(注) 参考となる資料を添付すること。